# 平成 23 年度における地方公務員の懲戒処分等の状況について (平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日)

<平成 24 年度調査 三重県市町及び一部事務組合等分>

# 1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日)

- この調査は、各地方公共団体が平成 23 年度(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
- 調査の対象となる者は、三重県内市町及び一部事務組合等の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。
- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。

#### (1)懲戒処分者数の状況

- 平成 23 年度中に懲戒処分を受けた職員数は 27 人であり、前年度に比べて 4 人減少している。
- 処分者数の種類別にみると、免職 2 人(対前年度比 3 人減)、停職 6 人(同 2 人増)、減給12人(同2人減)、戒告7人(同1人減)となっており、停職が増加し、免職、減給、戒告が減少している。
- 処分者を行為別にみると、「監督責任」10 人(37.0%)が最も多く、次いで「一般服務」9 人(33.3%)、「一般非行」・「収賄等関係」各 3 人(11.1%)、「道交法違反」 2 人(7.4%)となっている

# 懲戒処分者数の状況(種類別・行為別)

(単位:人)

区分	免 職	停職	減給	戒 告	合 計
給与·任用関係 (受験採用の際の虚偽行為等)	0	0	0	0	0
一般服務関係 (勤務態度不良、職務命令違反等)	0	3	3	3	9
一般非行関係 (障害·暴行、金銭関係の非行等)	0	2	1	0	3
収賄等関係 (収賄、横領等)	2	1	0	0	3
道交法違反	0	0	2	0	2
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	6	4	10
合 計	2	6	12	7	27

(注) 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

#### (2)分限処分者数の状況

- 平成 23 年度中に分限処分を受けた職員数は 451 人であり、前年度に比べて 64 人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、降任1人(対前年度比1人増)、免職0人(同増減なし)、休職450人(同65人減)、降給0人(同増減なし)となっており、降任は前年度より増加、休職は前年度より減少、免職及び降給は0人となっている。
- 処分者数を事由別にみると、全体では「心身の故障の場合」450 人(99.8%)がほとんどであり、「職に必要な適格性を欠く場合」1 人(0.2%)となっている。

### 分限処分者数の状況(種類別・事由別)

(単位:人)

区分	降任	免 職	休職	降給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	450	0	450
職に必要な適格性を欠く場合	1	0	0	0	1
職制等の改廃等により過員等を生 じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	1	0	450	0	451

- (注)1 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その 者を重複して計上している。
  - 2 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

## 2. 汚職事件について

(平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日)

- この調査は、地方公共団体及び地方三公社、職員共済組合、公益法人等(以下「公社等」という。)において、平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)に発覚した汚職事件の状況を把握するために実施したものである。
- 調査対象となる者は、三重県内市町及び一部事務組合及び広域連合(以下「一部事務組合等」という。)の事務に従事している特別職(首長、議員、その他の特別職)の地方公務員及び一般職の地方公務員(地方公務員として身分を有しつつ公社等の事務に従事している者を含む。)である。
- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。

汚職: 私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。

発覚 : 公選される職(首長、議員)にある者が関係した汚職事件については、 起訴された場合、それ以外の特別職及び一般職が関係した汚職事件に ついては、地方公共団体においてその事実を確認した場合、又は事実を 確認していないが起訴された場合をいうものであること。

#### 汚職事件の状況

- 平成23年度中に発覚した汚職事件の件数は2件、当事者として汚職事件に関係した職員は3人である。
- 汚職事件の種類は、収賄事件1件、横領事件1件である。
- 汚職事件の部門は、土木・建築部門と公営企業部門である。
- 汚職事件の態様は「土木建築工事の執行」と「その他の公金取扱い」である。

#### (1) 汚職事件の種類別内訳

区分	件数 (件)	関係職員(当事者)数 (人)
収 賄	1	1
横領	1	2
計	2	3

#### (2)汚職事件の部門別内訳

区分	件数 (件)	関係職員(当事者)数 (人)
土木·建築	1	1
公営企業	1	2
計	2	3

#### (3)汚職事件の態様別内訳

区分	件数 (件)	関係職員(当事者)数 (人)
土木建築工事の執行	1	1
その他の公金取扱い	1	2
計	2	3

#### (4)汚職事件の関係職員(当事者)の内訳

(単位:人)

区八	特別職			点几 开边	스=1	
区分	首長	議員	その他	計	一般職	合計
平成 23 年度	0	0	0	0	3	3
平成 22 年度	0	0	0	0	0	0

#### (5)汚職事件発生の背景

○ 平成 23 年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体(2 団体)が、汚職事件発生 の背景として指摘している事項は次のとおりである。

区分		
   1.組織 制度上の問題	監督の不十分	
1.組織 前及上切向題	特定職員への権限の集中	
2. 職務遂行上の問題	業務チェックの不備	
2.晩がか返1」上V기可起 	会計管理の不備	
3.職員としての資質の問題	職員としての資質の欠如	
3. 職員としての負員の同題	職員と業者の癒着	
4.外部的要因による問題	社会的な要因	
5. その他		

### (6)汚職事件再発防止のための措置

○ 平成 23 年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体(2 団体)において、汚職事件の再発を防止するため実施済みの主な措置は次のとおりである。

区分	措置項目		
   法令·規程の整備	組織 機構 職制の整備		
太マ・現住の空間	服務管理体制(人事管理員等)の整備		
人事配置、任用上の改善	人事の刷新		
   事務執行方法の改善	会計事務の改善		
争が採りがるの以音	日常執務の改善		
	訓示		
	通達の発出		
	意思疎通の強化		
	相互注意の喚起		
   服務管理の整備強化	「服務の心得」等の作成		
旅笏官珪の釜浦独化	一般職員研修の充実強化		
	監督者研修の充実強化		
	中堅幹部職員研修の充実強化		
	特別研修の実施		
	職場研修の充実強化		